

下関市浄化槽の設置 等に関する指導要綱

下 関 市

平成17年2月

目 次

第1条	目 的	3
第2条	用語の定義	3
第3条	設置等の届出	3
第4条	浄化槽法定検査の依頼	3
第5条	審査結果の通知	3
第6条	設置場所の基準	3
第7条	処理対象人員の算定	4
第8条	放流水の放流場所	4
第9条	放流水の地下浸透	4
第10条	浄化槽設置の工事	4
第11条	施工基準	4
第12条	使用開始の報告	4
第13条	技術管理者の変更	4
第14条	浄化槽管理者の変更	4
第15条	使用の休止の届出等	4
第16条	廃止の届出	5
第17条	浄化槽の維持管理	5
第18条	保守点検	5
第19条	清掃	5
第20条	清掃の通知	5
第21条	保守点検・清掃の記録	5
第22条	契約書の作成	5
第23条	保守点検・清掃に関する報告	5
第24条	委託契約締結状況の報告	6
第25条	保守点検・清掃実施の報告	6
第26条	水質等に関する検査	6
第27条	法定検査にかかる改善	6
第28条	報告の徴収	6
附 則		7

様式第1号 ～ 様式第18号

(目的)

第1条 この要綱は、法令その他の規定に定めがあるもののほか、浄化槽の設置及び設置後の維持管理等について、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽(以下「浄化槽」という。)及び法第3条の2第2項又は浄化槽法を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされるもの(以下「みなし浄化槽」という。)をいう。
- (2) 排水設備 トイレ、台所、浴室等から排出されるし尿及び雑排水(みなし浄化槽にあってはし尿に限る。)を浄化槽又はみなし浄化槽(以下「浄化槽等」という。)本体に流入させ、又は浄化槽等で処理した汚水を放流するための管きよ、ますその他の排水施設をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設置等の届出)

第3条 浄化槽の設置等の手続きについては次のように定める。

(1) 法の規定に基づく手続き

ア 法第5条第1項の規定により浄化槽を設置しようとする者(以下「浄化槽設置者」という。)は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)第3条第1項の浄化槽設置届出書に別表第1に規定する書類等を添付し、市長に提出すること。

イ 法第5条第1項の規定により浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、共同省令第4条第1項の浄化槽変更届出書に別表第1に規定する書類等を添付し、市長に提出すること。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。)の規定に基づく手続き

ア 基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画通知において浄化槽を設置しようとする者は、当該建築確認申請書又は計画通知書に、下関市建築基準法施行細則第12条のし尿浄化槽調書を添付し、建築主事に提出すること。

イ 建築工事の完了前に新たに浄化槽を設置する場合又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をする場合は、あらかじめ建築主事に申請すること。

(浄化槽法定検査の依頼)

第4条 浄化槽設置者は、前条第1号アによる届出及び第2号アによる申請をするときは、社団法人山口県浄化槽協会所定の浄化槽法定検査依頼書(第7条検査)の写しを添付すること。

(審査結果の通知)

第5条 市長は、第3条第1号アによる浄化槽設置届出書及び同条同号イによる浄化槽変更届出書を受理したときは、第6条から第9条に照らし、適当な場合には、浄化槽設置届出書等受理書(様式第1号)を届出者に交付するものとする。

(設置場所の基準)

第6条 浄化槽設置者は、次の各号に留意し、適切な措置を講ずること。

- (1) 浄化槽は、一つの建築物(同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一つの建築物とみなす。)の敷地には、2基以上設置してはならない。ただし、地形等の状況により、やむを得ない場合は、この限りでない

い。

(2) 浄化槽は、保守点検、清掃等が困難な場所に設置してはならない。

(処理対象人員の算定)

第7条 浄化槽の処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」の定めによるものとする。

(放流水の放流場所)

第8条 浄化槽の放流水（以下「放流水」という。）は、生活環境の保全及び公衆衛生上支障がなく、かつ、水利使用に影響を及ぼさない水路等に放流しなければならない。

2 水の使用を目的とした水路等に放流しようとする者は、あらかじめその所有者又は管理者と協議を行うこと。

(放流水の地下浸透)

第9条 周辺に河川又は水路等の有効な放流先のない場合、放流水の地下浸透は、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年7月14日建設省告示第1292号。）第5の2によるもののみこれを認める。

(浄化槽設置の工事)

第10条 浄化槽工事は、法第21条の規定による登録を山口県知事に行なっている浄化槽工事業者又は法第33条の規定による届出を山口県知事に行なっている特例浄化槽工事業者（以下「浄化槽工事業者等」という。）が行なわなければならない。

2 浄化槽工事業者等は、工事終了後、浄化槽管理者に浄化槽の使用に関する注意事項を説明すること。

(施工基準)

第11条 浄化槽工事に当たっては、法第6条の規定による浄化槽工事の技術上の基準を守るほか、次の各号を遵守すること。

(1) 槽内に雨水等が流入しないように必要な措置を講じなければならない。

(2) 騒音、振動、悪臭等によって近隣に迷惑を与えないような措置を講じなければならない。

(3) 槽のかさ上げをする場合は、原則として高さを30cm以下にすること。ただし、鉄筋コンクリート造のピットを設置し、ピット上面に縞鋼板製の蓋及びピット内に排水設備を設ける場合は、30cmを超えることができるものとする。

(4) 浄化槽の上部を駐車場として利用する場合や、浄化槽上部を車両が通る場合は、浄化槽に直接荷重がかからない構造にすること。また、マンホール蓋は、耐荷重用のものとする。

(5) 浄化槽の付近には、保守点検及び清掃に使用できる水栓等を近くに設けること。

(使用開始の報告)

第12条 浄化槽の使用を開始したときは、法第10条の2第1項の規定により使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書（様式第2号）を市長に提出すること。

なお、処理対象人員が501人槽以上の浄化槽の場合は、技術管理者を浄化槽使用開始報告書に記入すること。

(技術管理者の変更)

第13条 技術管理者を変更したときは、法第10条の2第2項の規定により変更から30日以内に浄化槽技術管理者変更報告書（様式第3号）を市長に提出すること。

(浄化槽管理者の変更)

第14条 浄化槽管理者に変更があったときは、法第10条の2第3項の規定により新たな浄化槽管理者は、変更の日から30日以内に浄化槽管理者変更報告書（様式第4号）を市長に提出すること。

(使用の休止の届出等)

第15条 浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、法第11条の2第1項の規定により、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「令」という。）第9条の3の浄化槽使用休止届出書を市長に提出することができる。

2 前項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知ったときは、法第11条の2第2項の規定により、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から30日以内に、令第9条の4の浄化槽使用再開届出書を市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第16条 浄化槽の使用を廃止したときは、法第11条の3の規定により、その日から30日以内に令第9条の5の浄化槽使用廃止届出書に、廃止した浄化槽の場所を示す付近の見取り図を添付し市長に提出しなければならない。

(浄化槽の維持管理)

第17条 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定により浄化槽の保守点検及び清掃を行い、法第7条及び第11条の規定により水質等に関する検査を受けなければならない。

(保守点検)

第18条 浄化槽の保守点検は、法第8条の規定により浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い、浄化槽の使用開始の直前から行なわなければならない。

2 浄化槽管理者は、自らが保守点検を行なうことができない場合は、下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成17年2月13日下関市条例第201号。以下「条例」という。）の規定による登録を受けた保守点検業者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に委託しなければならない。

(清掃)

第19条 浄化槽の清掃は、法第9条の規定により浄化槽の清掃の技術上の基準に従い、年1回以上行なわなければならない。ただし、全ばっ気方式の浄化槽については、おおむね6月に1回以上行なわなければならない。

2 浄化槽管理者は、自らが清掃を行なうことができない場合は、条例の規定による許可を受けた清掃業者（以下「浄化槽清掃業者」という。）に委託しなければならない。

(清掃の通知)

第20条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の結果、清掃の必要が認められるときは、浄化槽清掃通知書（様式第5号）により浄化槽清掃業者に通知すること。ただし、当該浄化槽保守点検業者が浄化槽清掃業者を兼ねており、当該浄化槽の清掃業務について受託したときは、清掃の通知を要しないものとする。

(保守点検・清掃の記録)

第21条 浄化槽管理者は、令第5条第2項の規定によりみなし浄化槽の保守点検についてはみなし浄化槽保守点検記録表（様式第6号）、浄化槽の保守点検については浄化槽保守点検記録表（様式第7号）、清掃業務については浄化槽清掃記録表（様式第8号）により記録を作成しなければならない。ただし、保守点検を浄化槽保守点検業者に或いは清掃を浄化槽清掃業者に委託したときは、当該委託を受けた浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者（以下「浄化槽維持管理業者」という。）が、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

2 前項の規定による保守点検又は清掃の記録は、3年間保存しなければならない。

(契約書の作成)

第22条 浄化槽維持管理業者は、浄化槽管理者より保守点検及び清掃の業務（以下「業務」という。）を受託したときは、契約書を作成するよう努めなければならない。

(保守点検・清掃に関する報告)

第23条 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検又は清掃の実施について、次のとおり市長に報告しなければならない。

(1) 浄化槽の使用開始に当たっては、第12条に規定する浄化槽使用開始報告書を提出の際に、浄化槽保守点検・清掃に関する報告書（様式第9号）を提出すること。

(2) 浄化槽の保守点検業務又は清掃業務を担当する浄化槽維持管理業者を変更した

ときは、そのつど浄化槽保守点検・清掃に関する変更報告書（様式第10号）を提出すること。

（委託契約締結状況の報告）

第24条 浄化槽維持管理業者は、業務の委託契約を締結、終了又は解約したときは、その状況を浄化槽保守点検・清掃業務委託契約の締結状況について（様式第11号）、浄化槽保守点検・清掃契約連絡票（新規契約）（様式第12号）及び浄化槽保守点検・清掃契約連絡票（契約解除）（様式第13号）により市長に報告すること。

2 前項の規定による報告は、毎月10日までに、その前月中に締結、終了又は解約した業務の委託契約について行なうこと。

（保守点検・清掃の実施報告）

第25条 浄化槽維持管理業者は、業務の実施状況について浄化槽保守点検実施状況報告書（様式第14号）、浄化槽清掃実施状況報告書（様式第15号）及び浄化槽汚泥収集運搬記録表（様式第16号）により報告すること。

2 前項の規定による報告は、毎年4月から9月までに実施した業務の状況については10月10日までに、10月から翌年3月までに実施した業務の状況については4月10日までに行なうこと。

（水質等に関する検査）

第26条 浄化槽管理者は、法第7条の規定により浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に、指定検査機関が行なう水質等に関する検査を受けなければならない。また、法第11条の規定により毎年1回、指定検査機関が行なう水質等に関する検査を受けなければならない。

（法定検査にかかる改善等）

第27条 市長は、前条の規定により実施された水質等に関する検査の結果、当該浄化槽について改善等を要するときは、浄化槽管理者及び浄化槽維持管理業者に対し、浄化槽の適正な維持管理について（指導）（様式第17号）により通知するものとする。

2 浄化槽管理者及び浄化槽維持管理業者は、前項の規定により改善等に関する通知を受けたときは、速やかに改善等を要する事項について改善を施し、完了後浄化槽の改善に関する報告書（様式第18号）を市長に提出すること。

3 市長は、前項の規定による当該浄化槽の改善が不適正であると認めるときは、法第12条第1項の規定により浄化槽管理者又は浄化槽維持管理業者に対し、改善の勧告を行なうものとする。

（報告の徴収）

第28条 市長は、前条第2項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、法第53条第1項第1号、第3号から第6号までに掲げる者に対し、保守点検若しくは、清掃又はその他浄化槽の維持管理に関し報告の徴収を行なうものとする。

2 前項の規定により報告の徴収の通知を受けた者は、市長に対し速やかに報告すること。

別表第1

浄化槽設置届出書等添付書類

添付書類等	提出部数	
	設置届	建築確認
(1) 付近の見取図	3部	2部
(2) 建築物の平面図（床面積の算定式が記入されたもの。）	3部	2部
(3) 配管図	3部	2部
(4) 認定書	3部	2部
(5) 型式適合認定書（浄化槽構造図）	3部	2部
(6) 評定書	3部	2部
(7) 浄化槽法定検査（法第7条）依頼書の写し	3部	2部
(8) その他市が指定する書類	3部	2部

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年2月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、浄化槽の設置等に関する指導要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第5号及び様式第18号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。